

(2) 通級による指導

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うものです。通級による指導に係る教育課程は、障がいに応じた特別の指導を小・中学校の教育課程に加えるか又はその一部に替えることにより編成することとなっています。

特別の指導とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことをねらいとする自立活動を中心とした指導です。特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら行うことができると改訂されました。通級による指導の授業時数は、自立活動の指導と各教科の補充指導を合わせて、年間35単位時間からおおむね280単位時間以内の範囲で行うことが標準とされており、学習障がい及び注意欠陥多動性障がいの児童生徒については、年間の授業時数上限は他の障がい種別と同じとするものの、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間が下限とされています。

また、平成30年度から高等学校における「通級による指導」が制度化されました。

通級による指導の対象となる障がいの程度は次のとおりです。

通級による指導の対象となる児童生徒

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、本項の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

(学校教育法施行規則第140条)

障がいの種類	障がいの程度
言語障がい	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障がいが主として他の障がいに起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障がい	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障がい	全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障がい	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱・身体虚弱	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

■ 特別支援学校の教科用図書

特別支援学校における教科用図書については、原則として、小・中学校と同様に、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書（視覚障がい者を教育する特別支援学校の点字教科書、聴覚障がい者を教育する特別支援学校の言語指導や音楽の教科書、知的障がい者を教育する特別支援学校の国語、算数、音楽の教科書）を使用することとなっていますが、特別の教育課程を編成する場合などについては、他の適切な図書（学校教育法附則第9条に規定されている図書）を教科用図書として使用することができるようになっています。

また、小・中学校の特別支援学級においても、特別の教育課程による場合には、同様に他の適切な図書を教科用図書として使用することができます。

北海道教育委員会では、毎年、教科用図書選定審議会を設置して障がいの状態に応じた適切な教科用図書を採択するための参考資料を作成し、各学校へ配付するとともに、道内17会場で教科用図書を展示しています。

（3）通常の学級

通常の学級には、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が約8.8パーセント程度の割合で在籍している可能性があります。（令和4年 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」より）

■ 発達障がいについて

特別な教育的支援が必要な児童生徒の中には、発達障がいのある児童生徒がいる場合があります。

〈学習障がいの定義〉

学習障がいとは、全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力についてなかなか習得できなかったり、うまく発揮することができなかったりすることによって、学習上、様々な困難に直面している状態をいう。

〈注意欠陥多動性障がいの定義〉

注意欠陥多動性障がいとは、身の回りの特定のものに意識を集中させる脳の働きである注意力に様々な問題があり、又は、衝動的で落ち着きのない行動により、生活上、様々な困難に直面している状態をいう。

〈自閉症の定義〉

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいである。その特徴は3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されている。

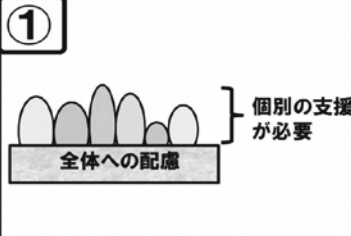
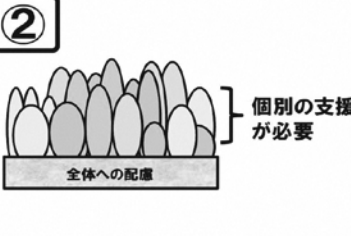
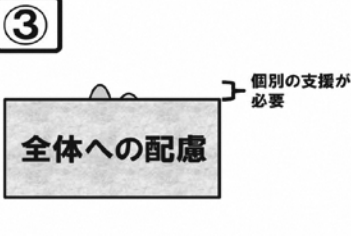
令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

■ 通常の学級における特別支援教育の視点を生かした実践の考え方

通常の学級においては、教師が個別に支援が必要な子どもにかかわりすぎてしまい、「全体への配慮」が十分でなくなると、全体が崩れてしまい、個別の支援が必要な子どもが増えてみえてきます。逆に、「全体への配慮」が行き届いている場合、支援が必要だったはずの子どもが「全体への配慮」の中で、個別の支援がなくても、安心して学習や生活をし、力を発揮することができる場合があります。

通常の学級における「特別支援教育の視点を生かす」とは、このように、「個別の支援ありき」ではなく、「全体への配慮」と「個別の支援」の両面で考えていくことが大切です。

「通常の学級における特別支援教育の視点を生かした『実践事例集』」の掲載ページ

<p>①</p> 	<p>②</p> 	<p>③</p> 
<p>①「全体への配慮」をしつつ、「個別の支援」が必要な子どもがいる学級です。</p>	<p>②「全体への配慮」が十分でない時、「個別の支援」が必要な子どもが増えてみえてきます。</p>	<p>③「全体への配慮」が十分だと、「個別の支援」が必要だったはずの子どもが「全体の配慮」の中で「個別の支援」がなくても力を発揮することができます。</p>

※ 「全体への配慮」とは、「視覚的な支援、スケジュールの提示、短く分かりやすい指示、好みに満ちた言葉かけ、秩序のある一人一人が大切にされる温かい学級づくり」等のことで、それは支援が必要な子どもだけでなく、全ての子どもに必要な配慮です。

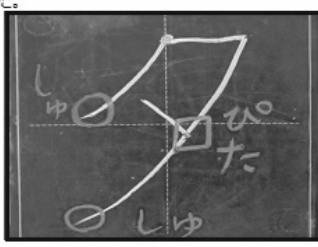
「全体の配慮」について、「通常の学級における特別支援教育の視点を生かした『実践事例集』」及び、「支援体制づくり『取組事例集』」（北海道立特別支援教育センターのWebページに掲載）には、次のような視覚的支援の工夫や、学級の約束の提示など、様々な事例を掲載していますので、参考にしてください。

字の書き方の視覚的な支援の工夫（第1学年）

【実態】
○ 字形を整えて書くことが難しい子どもがいました。

【背景】
○ 細部に注目したり、「はらい」などをイメージしたりしながら書くことが苦手であることが考えられました。

【指導や支援の工夫】
○ 鉛筆の動かしかたのイメージを言葉にして、視覚と聴覚の両方から理解できるように、筆の動きを「ひた」「しゅ」などの音で表現し、支援しました。



【その時点の状況】
○ 声に出しながら書くことで、「とめ」や「はらい」などに気を付けて書くことができるようになってきました。


2 学級づくり、授業づくりの実践

視覚支援の活用④

中学校
学習の準備や後片付けをスムーズに行うための取組

活用した資料
実践事例集P22
—中学校—学級づくり—

○ 実践の概要
本校では、実験の際に、グループ内で道具の準備や後片付けがスムーズにできない様子があり、最初に具体的なルールを設定して準備や後片付けを行うことに取り組みました。



1 授業の初めに、班の中で生徒一人一人の番号を決める。
2 実験の初めに、教師が「1番の人、試験管を取りに来てください。」と告げる。
3 実験の終わりに、「3番の人、ビーカーを片付けてください。」と告げる。

準備や後片付けの手順（例）
本実践では、実験の準備や後片付けの手順などのルールを事前に視覚的に示したり、個別に確認したりするなどして、生徒全員が自分の役割を理解してから実験を行うようにしました。
教師は、グループの中で、生徒がルールを確認しながら取り始めるよう働きかけを行いました。

○ 実践の成果
視覚的な手がかりを活用することにより、他の生徒と協力して活動に取り組みことが苦手な生徒も、学習の準備や後片付けを同じ手順でできるようになり、実験に伴う準備や片付けがスムーズに行えるようになりました。

■ 各教科等における障がいに応じた指導上の工夫について

小学校学習指導要領・中学校学習指導要領(平成29年3月)では、通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等の授業において、資質・能力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障がい種別の指導や支援の工夫のみならず、各教科等の学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことが示されました。

各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての具体例については、各教科等の学習指導要領解説に示されており、全ての教師が障がいに応じた指導上の工夫について理解を深め、各教科等の指導に生かすことが大切です。

(小学校国語科)

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合【困難さの状態】には、自分がどこを読むのかが分かるように【指導上の工夫の意図】教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分ち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用することなどの配慮【手立て】をする。

平成29年6月「小学校学習指導要領解説国語編」(文部科学省)

(中学校数学科)

- 文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合【困難さの状態】、生徒が数量の関係をイメージできるように【指導上の工夫の意図】、生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり、場면을図式化したりすることなどの工夫【手立て】を行う。

平成29年7月「中学校学習指導要領解説数学編」(文部科学省)

4 「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の作成と活用

- 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」は、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、特別支援学級の児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒については必ず作成し、効果的に活用するほか、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒についても作成・活用に努めることが大切です。
- 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、「校内研修プログラム」の研修シートⅡ-1・2及びⅣ-1・2を参考にすることができます。(下記参照)
- 「個別の教育支援計画」を活用して関係機関等と連携する際は、個人情報が含まれることから、本人や保護者の同意が必要であることに留意する必要があります。なお、同意が得られない場合には、個別の教育支援計画の意義や利点等について保護者に丁寧に伝え、理解を得られるように努めることが大切です。

個別の教育支援計画の作成を目指そう！

校内委員会において、通常の学級に在籍する子どもに特別な教育的支援を必要とすると判断した場合、一人一人の教育的ニーズを把握し、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、「個別の教育支援計画」を作成し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育的支援を行っていくことが大切です。

(様式〇)

個別の教育支援計画

～就学移行期用シート～

氏名	北海道 北海 太郎	性別	(男) 男	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
保護者	北海道 〇〇 〇〇	住所	北海道 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号	児童名	北海道 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号
作成者	〇〇 〇〇	作成日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	修正日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
関係機関	〇〇 〇〇 (発達支援センター)				

●本人・保護者の願い等

●本人の発達状態やこころの強さなどの特性を踏まえ、学習環境を設定するなどして、学習への意欲を高め、基本的・基本的な学力を身に付ける。
●担任及び支援員の支援を受けながら、友だちと一緒に活動する経験を積み、自己肯定感を高めながら、円滑な人間関係や社会性を培う。

●就学先の学校における合理的配慮の内容(平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)

観点	実施の留意	備考
教育内容	学習上や生活上の困難を克服・克服するための配慮 学習内容の変更・調整 学級・授業の調整	個別の指導計画の作成 支援員と連携した指導
教育方法	情報・コミュニケーション及び教材の活用	個別の指導計画に準じた指導 支援員による指導や個別での指導 全教員に周知

●必要な支援や環境づくりの工夫等が引き継がれていきます！
●必要な支援や環境が次の校種や進路先に引き継がれていきますので、保護者が何度も同じ説明をしなくて済みます。

●保護者が支援者と共に子どもの成長を確かめることができます！
●子どもの育ちを一步一步記録することで、支援者と共に子どもの成長を確かめることができます。

●個別の指導計画の作成につながります！
●個別の教育支援計画を作成することで、その一部を個別の指導計画とすることができます。

小学校学習指導要領・中学校学習指導要領(平成29年3月)で示されている内容

- 特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける全ての幼児児童生徒について、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、活用すること
- 通級による指導を受けていない障がいのある幼児児童生徒の指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に務めること

※管内や市町村で個別の教育支援計画の様式を示している場合は、その様式を参考にしてください。

5 交流及び共同学習

交流及び共同学習とは、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が共に学習や活動を行い、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育成するための教育活動です。また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間形成を育むことを目的とした「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があります。実施に当たっては、交流及び共同学習の目標や指導内容、指導体制、指導時数を個別の指導計画に明記することが大切です。

交流及び共同学習の意義

- 交流及び共同学習は、幼児児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる意味で、重要な役割を担った教育活動です。
- 交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒にとって有意義だけでなく、障がいのない幼児児童生徒や地域の人たちにとっても意義のあることです。
- 交流及び共同学習を通して、互いに理解し合い、それぞれが同じ社会に生きる人間として、共に助け合い、支え合って生きていくことはとても大切なことです。
- 交流及び共同学習の中で取り組まれる様々な活動を通して、体験的な学習などが展開できることから、「総合的な学習（探究）の時間」の展開例の一つとして考えることができます。

〈交流及び共同学習の内容等〉

実施の型	対象と参加状況	内 容
理解啓発型	児童生徒に対して	自校の学芸会、運動会への参加 など
	地域の人々に対して	学校祭、寄宿舍祭の公開 など
社会参加型	児童生徒の中に	相手校の運動会や学芸会、文化祭への参加 など
	地域の人々の中に	買い物学習、職場実習、民間の学習活動への参加見学 など
共同活動型	児童生徒共に	各種集会活動、合同授業 など
	地域の人々と共に	清掃、防災訓練等の町内活動への参加 など
居住地交流型	居住地の児童生徒と共に	居住地の小・中学校の授業への参加

〈交流及び共同学習の方法と内容〉

活動の方法	内 容
直接的な活動	直接対面した各種集会活動や合同授業、運動会や学校祭参加 など
間接的な活動	作品や作文、詩歌の交換や投稿、電子メール など

〈特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の内容等〉

方 法	内 容	配 慮 事 項
行事等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動会や体育大会、学習発表会、学校祭、遠足、合唱コンクール、入学式 ○ クラブ活動や児童会、生徒会活動 ○ 休み時間や給食、清掃活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の児童生徒に応じた役割分担等を明確にして、学級の一員として活動できるように配慮する。 ・障がいのある児童生徒と行動を共にするグループの人員構成などに配慮する。
教科等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国語 ○ 算数・数学 ○ 理科 ○ 社会 ○ 体育・保健体育 ○ 音楽 ○ 図画工作・美術 ○ 技術・家庭 ○ 総合的な学習の時間 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者間で事前、事後の打合せを十分に行うとともに、児童生徒の負担などについて常に把握する。 ・特別支援学級の児童生徒の実態に応じて教科等を選択し、内容を検討する。 ・児童生徒が主体的に学習に取り組めるよう教材・教具を工夫する。

交流及び共同学習の実際

6 高等学校における特別支援教育の実践事例

自立活動の指導目標・指導内容シート

実態把握	発達の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などについての情報収集					
	(1) 自立活動の区分に即して整理					
	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	/	<ul style="list-style-type: none"> ・自信のなさから安心して活動に取り組めないことがある。 ・人前になると緊張して言葉に詰まることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちの切り替えができない。 ・自分のことについて話すことが苦手である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・板書をノートに写すときに時間がかかる。 ・球技などの運動や手先を使う細かい作業が苦手である。 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・困ったときに周囲に助けを求めることができない。
	(2) 学習上又は生活上の困難に即して整理					
<ul style="list-style-type: none"> ・漢字の読み書きや暗記が苦手 ・身だしなみの意識が低い 						
(3) 卒業後を含む将来の姿の視点から						
<ul style="list-style-type: none"> ・働く上で必要な力が不足している 						
いくつかの指導目標の中で優先する目標として						
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・できることを増やし、自信を持って自分から行動できるようにする。 ・困ったときには適切に対処し、気持ちを切り替えられるようにする。 ・自分に合った学び方を探り、実践できるようにする。 					
指導目標を達成するために必要な項目の選定						
※網掛け部分は、重点的に指導する事項の(例)						
選定した項目	健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
	①生活のリズムや生活習慣の形成	①情緒の安定	①他者とのかかわりの基礎	①保有する感覚の活用	①姿勢と運動・動作の基本技能	①コミュニケーションの基礎的能力
	②病気の状態の理解と生活管理	②状況の理解と変化への対応	②他者の意図や感情の理解	②感覚や認知の特性への対応	②姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	②言語の受容と表出
	③身体各部の状態の理解と養護	③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	③自己の理解と行動の調整	③感覚の補助及び代行手段の活用	③日常生活に必要な基本動作	③言語の形成と活用
	④健康状態の維持・改善		④集団への参加の基礎	④感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握	④身体の移動能力	④コミュニケーション手段の選択と活用
			⑤認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	⑤作業に必要な動作と円滑な遂行	⑤状況に応じたコミュニケーション	
選定された項目を関連付け具体的な指導内容を設定						
指導内容的な	<ul style="list-style-type: none"> ・自分のよさやがんばりに気づき、いろいろな活動に自信を持って取り組めるようにする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自分の身だしなみや行動について振り返る機会を設け、適切な行動ができるようにする。 		<ul style="list-style-type: none"> ・自分の認知特性を理解し、得意な方法を生かしたり、苦手な方法を補うような指導をする。 	

「平成 29 年度高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育研究開発実施報告書」(北海道大樹高等学校)より